

第 5 章

長久手市第3期障がい児福祉計画



木の絵 (生勢くん)

1 基本的方向性

長久手市第3期障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき策定するもので、障害児通所支援等の提供体制の確保等に関する計画となります。障害者基本法における理念や、長久手市障がい者基本計画における理念を踏まえ、次の4つを基本的な方向性として掲げ、その推進を図ります。

また、数値目標等は、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度末を目標年度として設定します。

【1】こどもの発達相談室・児童発達支援センターの活用

出生から就園、就学、就業へと切れ目のない療育支援体制の整備及び保健・医療・福祉・保育・教育といった関係機関との連携強化を目的として設置した「こどもの発達相談室」により引き続き乳幼児期からの児童の発達に関する専門相談窓口の充実、早期療育へのつなぎを行います。

また、障がいのある児童が療育を受けられるよう児童福祉法に基づく障害児通所支援施設として設置した児童発達支援センターが地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たしながら障害児通所支援の重層的な地域支援体制整備を図ります。

【2】保育所等訪問支援を活用した障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制の検討

保育所等を利用中の障がいのある児童に対して、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を行います。障がいのある児童に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設職員に対しても障がいのある児童の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行い、身近な場所で支援が提供できるように、地域における支援体制の検討を行います。

【3】重症心身障がい児のための支援体制の整備

重症心身障がい児が身近な地域で児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援が受けられるよう、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、圏域でのサービス提供体制を整備します。

【4】医療的ケアを必要とする児童のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケアを必要とする児童が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育その他関係機関との連携を図るための協議の場を設置します。

また、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

2 計画の成果目標

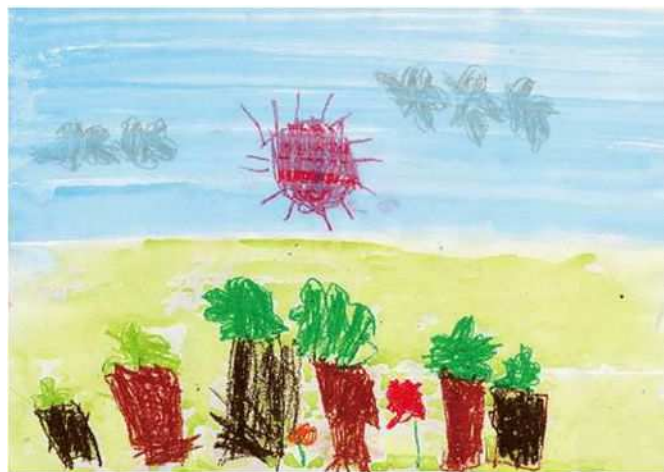
(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 国の指針

令和8年度末における成果目標は以下のように示されています。

●● 障がい児支援の提供体制の整備等における国の指針 ●●

項目	内容
重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの機能強化	令和8年度末までに、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置すること。
保育所等訪問支援を活用した障がい児の地域社会への参加・包容の推進	令和8年度末までに、各市町村において、保育所等訪問支援を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。



木の絵

② 本市の目標設定

本市では、以下の通り目標を設定します。

●● 障がい児支援の提供体制の整備等における本市の目標設定 ●●

	項目	数値	内容
実績	こどもの発達相談室・児童発達支援センターの設置(令和3年度中)	各1か所設置	令和3年度中に市内に各1か所設置しました。
	保育所等訪問支援の設置及び実施(令和3年度末)	設置	令和3年度中に市内に保育所等訪問支援事業所を設置し、支援を実施しました。
	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保(令和5年度末)	設置検討	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を圏域に設置し、放課後等デイサービス事業所を圏域に確保するための検討を行いました。
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置(令和5年度末)	設置 4人	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置しました。医療的ケア児等コーディネーターは母子保健分野、障がい福祉分野に計4人配置しました。
目標	こどもの発達相談室・児童発達支援センターの活用(令和8年度末)	機能強化	令和8年度末までに児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、関係機関と協議を行い、必要な機能強化を進めていきます。
	保育所等訪問支援を活用した障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の検討(令和8年度末)	検討	市内保育所等訪問支援を活用しながら、保育所等における障がい児への支援力向上を図り、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する支援体制の検討を行います。
	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保の検討(令和8年度末)	1か所確保 検討	令和8年度末までに圏域に主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保に向け検討を行います。
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置(令和8年度末)	連携強化 7人配置	平成30年度末に医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置しました。今後は、障がい者自立支援協議会の中で検討の場の再編を行い連携強化します。医療的ケア児等コーディネーターは母子保健分野、障がい福祉分野に継続して配置されるよう計画的に研修の受講を進めていきます。

3 障がい児へのサービスの見込みと確保方策

(1) 障害児通所支援

●● 事業の概要 ●●

サービス種別	事業の概要
児童発達支援	就学前の障がいのある児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童に、授業の終了後または夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	障害児通所支援施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等を訪問し、障がいのある児童や保育所等のスタッフに対し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の心身障がいがある就学前児童であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障がいのある児童が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケアを必要とする児童に関して、他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援のための地域づくりを推進します。

● ● 実績と見込み ● ●

サービス種別	単位	実績		実績見込み ^{※1}	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	103	138	144	149	154	160
	人日/月	1,168	1,401	1,457	1,515	1,575	1,638
放課後等デイサービス	人/月	211	256	298	318	340	363
	人日/月	2,806	3,183	3,693	3,951	4,233	4,529
保育所等訪問支援	人/月	8	35	56	64	73	83
	人日/月	8	36	58	66	75	85
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	1	1	1
障害児相談支援	人/月	47	39	40	45	47	50
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置	人/月	4	5	4	5	6	7
障がい児の子ども・子 育て支援等の利用ニー ズの把握及びその提供 体制の整備	保育所 ^{※2}			88	90	92	94
	認定こども園 ^{※3}			0	0	0	0
	放課後児童健全育成事業 (児童クラブ、学童保育所) ^{※2}			18	20	22	24

※1 実績見込みは、令和5年4月1日時点の情報または令和5年4月から9月の実績から算出した数値を掲載しています。

※2 保育所、放課後児童健全育成事業の利用に当たっては、保護者の就労等が要件になることから、「必要な見込量」及び「各年度の目標見込量」の変動が見込まれます。

※3 本市において、認定こども園の設置はありません。

● ● 確保方策 ● ●

サービス種別	事業の概要
児童発達支援	障がいのある児童が療育を受けられるよう児童福祉法に基づく障害児通所支援施設として設置した児童発達支援センターが地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たしながら障害児通所支援の重層的な地域支援体制整備を図ります。
放課後等デイサービス	放課後等デイサービスの利用ニーズは年々増加していますが、市内及び近隣の事業所によりサービスの提供ができています。事業所同士の意見交換の場の提供や研修等の機会を広げます。
保育所等訪問支援	保育所等訪問支援は、障がいのある児童が地域社会で他の児童と変わらず生活するために非常に重要な事業です。こどもの発達相談室、児童発達支援センター、障がい者基幹相談支援センター、各児童の所属先と連携して事業を実施します。
居宅訪問型児童発達支援	平成30年度から新たに整備された事業ですが、本市や近隣でも居宅訪問型児童発達支援を実施する事業所がありません。重症心身障がい児等の重度の障がいがあり支援を受けるための外出が著しく困難な児童への支援について関係機関と検討を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用児童数の増加に伴い、障害児相談支援のニーズも増加しています。市内の障害児相談支援事業所と連携し、障害児支援利用計画を作成する担い手を確保します。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	母子保健分野、障がい福祉分野の職員が計画的に医療的ケア児等コーディネーター養成研修を受講し、医療的ケア児を取り巻く環境の調整を行うコーディネーターを継続的に確保します。

コラム

こどもの発達相談室と児童発達支援センター

「こどもの発達相談室」は、発達が気になるお子さんに関する相談への対応やお子さんに関わる機関同士の連携の強化を目的として令和3年4月に開設しました。

「児童発達支援センター」は、就学前のお子さんが通い、基本的な生活習慣の自立に向けた練習や、集団生活の中で必要な力を習得するための練習をします。

